

2015年7月16日

株式会社アイリッジ

代表取締役社長 小田 健太郎

問合せ先： 管理グループ (03) 6261-3863

<http://iridge.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方等

当社は、継続的に企業価値を向上させ、また各ステークホルダーと良好な関係を築いていくためには、経営の効率性・健全性・透明性が不可欠であると認識しており、今後ともコーポレート・ガバナンスの強化に努めてまいります。

具体的には、法令等の遵守、実効性ある内部統制、タイムリー・ディスクロージャー、独立性ある監査機能等を意識し、企業活動を行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

基本原則のすべてを実施してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
小田 健太郎	1,220,000	45.27
株式会社DGインキュベーション	510,300	18.94
みずほキャピタル第3号投資事業有限責任組合	240,000	8.91
三菱UFJキャピタル3号投資事業有限責任組合	150,000	5.57
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	130,000	4.82
KDDI新規事業育成投資事業有限責任組合	52,700	1.96
京セラコミュニケーションシステム株式会社	33,000	1.22
株式会社クレディセゾン	30,000	1.11
TBSイノベーション・パートナーズ1号投資事業組合	30,000	1.11

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

支配株主名	—
-------	---

親会社名	なし
------	----

補足説明

—

3. 企業属性

上場予定市場区分	マザーズ
決算期	7月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
石丸 文彦	他の会社の出身者							○	○			

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h.上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石丸 文彦		石丸文彦氏は、当社の主要株主である株式会社DGインキュベーションの取締役です。 また、石丸文彦氏は、当社の取引先である株式会社デジタルガレージの業務執行者であります。同社との取引条件は一般取引先と同様であり、取引の性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断しております。	ベンチャーキャピタルにおける投資業務を通じて培われた会社経営に関する高い識見を、当社の経営に活かしていただくことを期待し、社外取締役に選任しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人及び内部監査は、監査の実効性を高めるため、それぞれの監査計画や監査結果の共有、業務の改善に向けた具体的な協議を行う等、定期的に意見交換を行い、三者間で連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
竹村 実穂	公認会計士													
隈元 慶幸	弁護士													
高橋 智	他の会社の出身者									△				

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
竹村 実穂	○	—	公認会計士として企業会計に関する高い識見を、当社の監査に活かしていただくことを期待し、社外監査役に選任しております。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがない者と判断し、独立役員として選任しております。
隈元 慶幸	○	—	弁護士として企業法務に関する高い識見を、当社の監査に活かしていただくことを期待し、社外監査役に選任しております。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがない者と判断し、独立役員として選任しております。
高橋 智	○	高橋智氏は、当社の取引先である株式会社スタートトゥデイの業務執行者でありましたが、既に退職していること、また、同社との取引条件は一般取引先と同様であり、取引の性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断しております。	上場企業における管理部門経験など、経営管理に関する高い識見を、当社の監査に活かしていただくことを期待し、社外監査役に選任しております。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがない者と判断し、独立役員として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、現在社外監査役を独立役員として選定しておりますが、上場後は一般株主の利益に配慮し、継続的に企業価値を高める手段のひとつとして、一般株主と利益相反が生じる恐れのない者であるかを判断した上で、取締役会での議決権を有する社外取締役から指定することを基本方針としており、平成27年10月下旬に開催予定の定時株主総会を目途に指定する予定であります。

また、独立役員は他の役員との連携を密にとることにより会社情報を共有し、独立役員が期待される役割を果たすための環境を整備する方針であります。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外監査役、従業員
-----------------	-----------------

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、社内取締役及び従業員に付与しております。

適正な監査に対する意識をさらに高め、当社の経営の健全性と社会的信頼の向上を図ることを目的として、社外監査役に付与しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在しないため、個別報酬の開示はしていません。

取締役及び監査役の報酬等は、それぞれ総額で開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬については、株主総会決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。

各取締役及び各監査役の報酬額は、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役会の決議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートは、管理グループにて行っており、会議資料の事前配布・補足説明等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、会社法に規定する機関として取締役会、監査役会を設置するとともに、日常業務の活動方針・状況を審議・報告する経営会議を設置しております。また、当社は執行役員制度を導入しており、執行役員は取締役会が決定した基本方針に従い、代表取締役社長の指揮命令のもと、業務執行しております。

(1) 取締役会

当社は取締役会設置会社であり、取締役会は取締役4名(うち社外取締役1名)で構成され、経営の基本方針や重要事項の決定及び取締役の業務執行の監督を行っております。取締役会は原則として毎月1回開催しております。

(2) 監査役及び監査役会

当社は監査役会設置会社であり、監査役会は監査役3名(うち社外監査役3名)で構成され、各監査役の監査実施状況の報告や監査役間の協議等を実施しております。監査役会は原則として毎月1回開催しております。

監査役は、取締役の職務の執行を監査するため、取締役会及びその他の重要な会議へ出席しております。社外監査役には公認会計士及び弁護士を含んでおり、それぞれの専門知識と経験に基づき、監査を行っております。

(3) 経営会議

当社の経営会議は、常勤取締役、常勤監査役、執行役員で構成され、原則として毎週1回開催し、経営課題等を審議するとともに業務執行に係る協議及び報告を行っております。

(4) 会計監査人

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、有限責任監査法人トーマツに所属する吉村孝郎、山本恭仁子であります。継続監査年数につきましては、全員7年以内であります。また、当社の会計業務監査にかかる補助者の構成は、公認会計士5名、その他7名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は社外取締役1名、社外監査役3名を選任しております。当社では、社外取締役及び社外監査役の有する会社経営、会計財務、企業法務等に関する経験や専門的な知見に基づき、社外の視点から監督又

は監査を行うことにより、経営監視機能の客観性及び中立性を確保しております。
 今後もガバナンス体制の向上を継続して検討してまいります。現状においては監査役会設置会社としての現体制を基礎に、ガバナンス体制の向上を図ることが適当と判断しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、株主が議案を検討するための十分な時間を確保できるよう早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主にご参加いただけるよう、開催日の設定に関しては集中日を避けるように留意いたします。
電磁的方法による議決権の行使	今後の検討事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後の検討事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後の検討事項と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的な開催は予定しておりませんが、個人投資家向け IR イベントへの参加等を検討いたします。	あり (予定)
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	定期的に開催していく予定です。	あり (予定)
IR 資料をホームページ掲載	当社ホームページの IR サイトに掲載する予定です。	
IR に関する部署(担当者)の設置	管理グループにて IR を担当する予定です。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	倫理規程にて、ステークホルダーに対して公正かつ誠実に対応する旨、定めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ステークホルダーの適格な理解を得ることを目的に、企業活動における重要な会社情報の適時・適切な開示に取り組んでまいります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法第362条第4項第6号に基づき、平成26年3月14日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を決議し、業務の適性を確保するための体制作りと管理体制のより一層の整備を図ることとしております。当該基本方針で定めた体制及び事項は以下のとおりであります。

- a. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- b. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- e. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- f. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- g. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- h. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- i. 反社会的勢力を排除するための体制

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社における反社会的勢力排除体制と致しましては、「反社会的勢力対応規程」を制定し、所管を管理グループとして運用しております。

具体的には、新規取引先については、社外データベース等による情報収集を行っております。また、継続取引先についても年1回、同様のチェックを行い、反社会的勢力との関係排除に努めております。取引先との間で締結する基本契約書では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を定めております。

なお、平成 26 年 2 月に麴町地区特殊暴力防止対策協議会（特防協）及び特殊暴力防止対策連合会（特防連）に加入し、反社会的勢力との関係排除の意識徹底とともに情報収集に努めております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

該当項目に関する補足説明

—

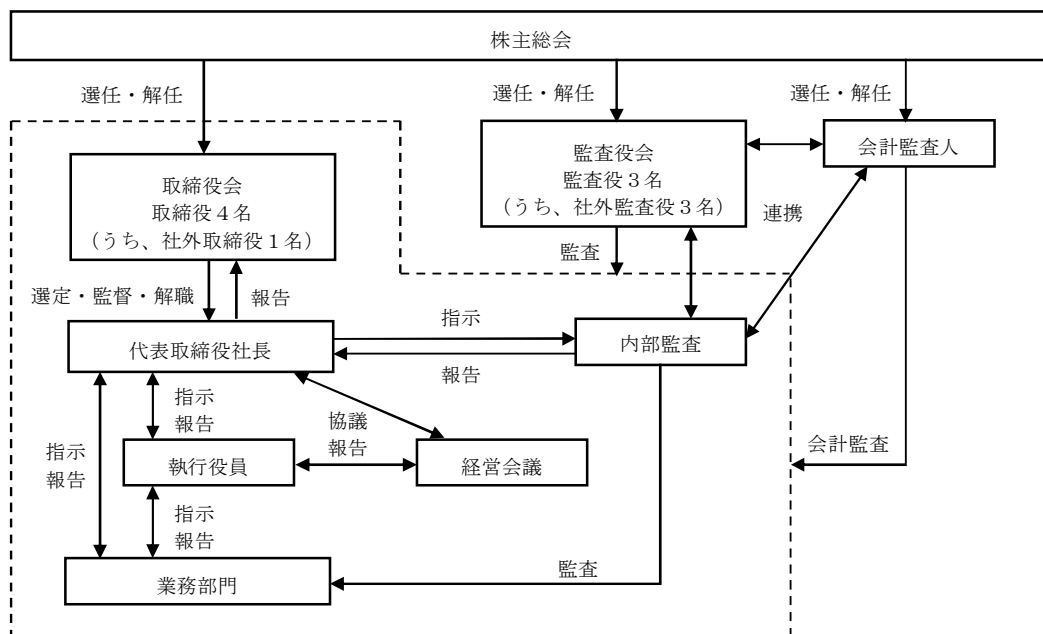
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1) コーポレート・ガバナンス体制について
 模式図（参考資料）をご参照下さい。

(2) 適時開示体制について
 当社は、適時開示の担当部署を管理グループとし、取締役 CFO 兼管理グループ長を責任者としております。

当社は、会社法、金融商品取引法等関係諸法令はもとより、取引所が定める適時開示規則に則った情報開示に努めてまいります。収集された情報は、逐次、適時開示責任者に集められ、所要の検討・手続きを経た上で公表すべき情報は適時に公表してまいります。

【模式図(参考資料)】



以上